

一般社団法人 日本船用機関整備協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本船用機関整備協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、船用機関整備業の経営基盤の強化、船用機関整備技術の向上等により船用機関整備業の発展を図り、もって船舶の安全及び関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船用機関整備業の経営基盤の強化に関すること
- (2) 船用機関整備技術の向上に関すること
- (3) 船用機関整備業に関する取引条件の改善に関すること
- (4) 船用機関整備業に関する広報に関すること
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した船用機関整備業若しくは船用機関整備に関係のある事業を営む団体又は個人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとするものは会長が別に定める入会申込書により、申し込みをする。

2 会員資格の取得の可否は、理事会において決定し、会長が本人に通知するも

のとする。

- 3 正会員が団体である場合は、本協会に対する代表者（以下「指定代表者」という。）1名を指定して会長に届け出るものとする。指定代表者を変更する場合も同様とする。

（経費の負担）

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

- 3 既納の入会金及び会費は、返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議に基づき除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与える。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 本協会の定款又は規則に違反する行為があったとき
- (3) 本協会の総会の決議を無視する行為があったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 会員を除名した場合は、除名した会員にその旨通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

（権利の喪失）

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費並びに賛助会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 常勤の役員の報酬等の額
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種別及び開催)

第 14 条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の決議をしたとき
- (2) 正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、日時、場所及び目的を記載した書面をもって、開催日の 14 日前までに正会員に通知する。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 正会員は、1 個の議決権を有する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、一般法人法若しくはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) 一般法人法第 49 条第 2 項第 3 号、第 5 号、第 6 号（同法第 150 条の社員総会に限る）、第 7 号に規定する決議

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。

（書面による議決権の行使等）

第 19 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印する。

第 5 章 役員等

（役員）

第 21 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 21 名以上 33 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

（役員を選任）

第 22 条 理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員以外から理事 5 名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

（役員職務）

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会

があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を総括する。
- 5 専務理事は、一般法人法に定める業務執行理事（以下「業務執行理事」という）とする。
- 6 第5項に掲げるものの他、必要に応じ、理事会の決議によって業務執行理事を選定することができる。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、一般法人法に基づき理事会において自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

（監事の職務）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が欠けた場合又は一般法人法若しくはこの定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議に基づき解任することができる。この場合において、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与える。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（役員報酬）

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定めるところにより報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

（顧問）

第28条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。
- 5 顧問には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び第23条第6項に基づく業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第31条 本協会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から

14 日以内に臨時理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知する。ただし、前項の臨時理事会を招集する場合の通知は、招集の請求のあった日から5日以内に行わなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名、押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第36条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、閲覧に供するものとする。

3 事業年度開始後定時総会の日までは、前年度予算に準じて執行する。

4 前項の収入・支出は、定時総会において成立した予算の収入・支出とみなす。
(暫定予算)

第 39 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。
(事業報告及び決算)

第 40 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第 42 条 本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(清算人)

第 43 条 本協会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第 44 条 本協会は、余剰金の分配を行うことは出来ない。

2 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第45条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 主たる事務所には、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を備え付ける。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録

(6) 事業計画及び予算に関する書類

(7) 事業報告及び決算に関する書類

(8) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) その他必要な帳簿及び書類

第12章 補則

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本協会の最初の代表理事は冠信也、安藤豊久とする。

4 社団法人日本舶用機関整備協会の諸規定等は、一般社団法人日本舶用機関整備協会の諸規定として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附 則〔平成 24 年 5 月 18 日〕

1. 定款第 14 条第 2 項、第 31 条第 2 項の変更は、定時総会の決議があった日より施行する。

附 則〔令和 6 年 6 月 12 日〕

1. 定款第 21 条第 1 項の変更については、定時総会の決議があった日より施行する。